別表七（二）　記載要領

1　この表は、通算法人又は他の通算法人が法第57条第１項（欠損金の繰越し）の規定の適用を受ける場合（法第64条の７第１項第１号から第３号まで又は第５項（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限る。）に記載すること。

2　「控除未済欠損金額（前期の(4)＋(7)）　(1)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が法第57条第２項又は第４項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(3)に該当する場合を除く。）には、別表七（一）付表一「３」の金額を記載すること。

(2)　当該事業年度が法第57条第８項の規定の適用を受ける事業年度又は法第64条の７第２項第１号に規定する最初通算事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下この記載要領において「令和２年改正法」という。）附則第29条第１項（通算承認に関する経過措置）の規定により法第64条の９第１項（通算承認）の規定による承認があつたものとみなされる日の属する事業年度（(4)及び次号(4)において「移行承認事業年度」という。）を除く。次号(2)において「最初通算事業年度」という。）である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除く。）には、「調整後控除未済欠損金額（(10)又は(13)）　(14)」の金額を記載すること。

(3)　当該事業年度が法第59条第１項又は第２項（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）（同項の規定を同条第５項又は震災特例法第17条第１項（被災法人について債務免除等がある場合の評価損益等の特例）の規定により読み替えて適用する場合を含む。次号(3)において同じ。）の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七（三）「27」の金額を記載すること。

(4)　当該事業年度が移行承認事業年度である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除く。）には、令和２年改正法附則第20条第１項（欠損金の繰越しに関する経過措置）の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされる同項に規定する連結欠損金個別帰属額を記載すること。

(5)　当該通算法人が法第57条の２第１項（特定株主等によつて支配された欠損等法人の欠損金の繰越しの不適用）に規定する欠損等法人である場合における同項に規定する適用事業年度前の各事業年度において生じた同項に規定する欠損金額（法第58条（青色申告書を提出しなかつた事業年度の欠損金の特例）の規定の適用があるものを除く。）は、記載しないこと。

3　「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）　(2)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度が法第57条第２項又は第４項の規定の適用を受ける事業年度である場合（(3)に該当する場合を除く。）には、別表七（一）付表一「３」の欄に内書きした金額を記載すること。

(2)　当該事業年度が法第57条第８項の規定の適用を受ける事業年度又は最初通算事業年度である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除く。）には、「調整後控除未済欠損金額（(10)又は(13)）　(14)」の欄に内書きした金額を記載すること。

(3)　当該事業年度が法第59条第１項又は第２項の規定の適用を受ける事業年度である場合には、別表七（三）「27」の欄に内書きした金額を記載すること。

(4)　当該事業年度が移行承認事業年度である場合（(1)又は(3)に該当する場合を除く。）には、令和２年改正法附則第20条第１項の規定により当該通算法人の欠損金額とみなされる金額のうち、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法第81条の９第３項（連結欠損金の繰越し）に規定する特定連結欠損金個別帰属額に係る金額を記載すること。

4　令第131条の９第３項（欠損金の通算）に規定する10年内事業年度（以下この号において「10年内事業年度」という。）に係る同項に規定する対応事業年度（以下この号において「対応事業年度」という。）が２以上ある場合（法第64条の７第５項の規定の適用がある場合を除く。）の「損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七（二）付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七（二）付表二「５」）　(3)」及び「損金算入非特定欠損金額（(5)×（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七（二）付表一「20」））又は（別表七（二）付表二「１」＋「６」）　(6)」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　「損金算入特定欠損金額（(2)と（当該事業年度開始日の属する10年内事業年度の別表七（二）付表一「14」）のうち少ない金額）又は（別表七（二）付表二「５」）　(3)」の欄は、当該対応事業年度開始の日の属する10年内事業年度の別表七（二）付表一「14」の金額から当該対応事業年度前の対応事業年度（当該10年内事業年度に係るものに限る。(2)において「前対応事業年度」という。）の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）　(2)」の金額の合計額を控除した金額と当該対応事業年度の「(1)のうち特定欠損金額に係る控除未済額（前期の(4)）　(2)」の金額とのうちいずれか少ない金額を記載すること。